平成２４年（フ）第４７号
栃木県小山市東城南５丁目10番地５
債務者　千田　弥生
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第４８号
茨城県古河市女沼577番地９
債務者　千田　ハナ
1　決定年月日時　平成24年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月24日午前10時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第６９号
愛知県蒲郡市御幸町31番９号
債務者　細井美代子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第８５号
愛知県豊橋市小向町字北小向94番地の５
債務者　永井　　香
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月23日午後１時45分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第９１号
愛知県豊橋市曲尺手町59番地　503
債務者　佐々木さやか
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１０３号
愛知県豊橋市高師町字北原１番地の96　３―402
債務者　斎藤紀代美
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月23日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１０５号
愛知県豊川市美園３丁目３番地60
債務者　河辺　義徳
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１０６号
愛知県豊橋市大岩町字西郷内69番地２大惣マンション203号
債務者　久高ジャニオこと　フェレイラジャニオコウト
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１０７号
愛知県豊橋市大岩町字西郷内69番地２大惣マンション203号
債務者　フェレイラファチマこと　フェレイラファチマクダカ
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１０９号
愛知県豊川市御津町御馬塩入112番地　ペスカポート107号室
債務者　木下　敏幸
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１５２号
静岡県浜松市中区龍禅寺町574番地の１　サンシャイン龍禅寺301号
債務者　岩倉　良美
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１５７号
静岡県袋井市新堀123番地の１
債務者　東　　哲一
1　決定年月日時　平成24年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
島根県益田市高津６丁目18番12号グリーンヒルズＡ―203号室
債務者　三輪　順二
1　決定年月日時　平成24年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月30日午後１時５分
松江地方裁判所益田支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第８６号
宮崎県北諸県郡三股町稗田27―１、商業登記簿上の住所宮崎県北諸県郡三股町新馬場40番地11
破産者　株式会社渕建
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所都城支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第４１３号
札幌市南区川沿15条２丁目10番25―1001号
破産者　伊豆かおり
1　破産債権の届出期間　平成24年６月１日まで
2　一般調査期日　平成24年６月19日午後２時30分
平成24年５月15日
札幌地方裁判所民事第４部